

小城市立幼稚園・保育園の再編計画

平成30年4月

小 城 市

1. はじめに

平成29年5月に国が発表した「子育て安心プラン」で、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備し、待機児童解消を目指すなど、“女性の社会進出”に伴う女性就業率の増加や、就業構造の変化による共働き世帯の増加、核家族化の進行、ひとり親世帯の増加などの社会的要因から、子どもを預けなくては働けない家庭が増え、少子化にも関わらず保育の需要が高まっています。

また、平成27年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）により保育サービスが受けやすくなったことで保育利用の希望者が増え、国の幼児教育無償化に向けた取組みの実施など、今後もさらに保育需要が増大する傾向にあります。

その対策として、国は、私立園に向けた待機児童の解消を目指した施設整備の支援拡充や、預かり保育の充実などによる幼稚園の保育園化の方向性を打ち出しています。

2. 小城市における就学前施設の現状と課題

市内の就学前の子どもの人口は、ここ数年わずかに減少傾向でしたが、出生数は横ばい状態で、交通の利便性の向上や集合住宅の増加等による核家族等の流動化により、平成29年度当初は一旦、増加に転じました。

一方、新制度により保育所等への入所要件が緩和されたことで保育ニーズが急増し、市内園での定員数の増加に努めたものの追いついていないのが現状です。周辺の市町についても同様の傾向が見られ、待機児童を出さないためにまず地元住民の入所を優先させる方向にあり、当市の子どもたちの市外保育施設への入所が難しくなっている状況です。

○小城市の就学前の子どもの状況

各年5月1日現在

	就学前人口 4.1 現在	幼児教育・保育施設入所者数			備 考
		小城市内施設 入所者数	市外広域施設 入所者数	計	
平成27年	2,510人	1,445人	341人	1,786人	市外からの 受託 34人
平成28年	2,479人	1,419人	344人	1,763人	市外からの 受託 30人
平成29年	2,496人	1,464人	333人	1,797人	市外からの 受託 35人

※小城市内施設入所者数には、市外からの受託を含む

今後、待機児童を出さないようにするためには、施設の拡充と保育士の確保が必要になります。

公立園の施設整備については国の三位一体改革により「民間でできることは民間へ」という国の支援制度の流れから施設整備補助が廃止されており、小城市の財政状況を考えると、新しい公立園の新設や老朽化した施設の増改築などについては厳しい状況です。

一方、民間が運営する私立園については、国が施設整備拡充のために多様なメニューを準備し、施設整備や運営費に国や県の補助が受けられること、各保育園の判断による保育サービスの向上、備品購入や職員配置がスピード感をもって対応できるなどの利点があるため、小城市は、定員確保を民間に委ねるという方向で事業を展開しています。

○就学前施設の状況

平成30年4月1日現在

施設種別	佐賀県内		うち小城市内		備 考
	施設数	うち公立	施設数	うち公立	
幼稚園	45	(9)	2	(2)	晴田幼稚園、三日月幼稚園
保育所	193	(40)	7	(3)	小城保育園、三里保育園、砥川保育園：たちばな保育園、さくら保育園、おひさま保育園、いわまつ保育園、
認定こども園	74	(0)	4	(0)	小城ルーテルこども園、牛津ルーテルこども園、牛津こどもの森、あしかりこども園
地域型保育施設	46	(0)	2	(0)	みどり保育園、小規模保育園おほほ
計	358	(49)	15	(5)	

※上記のほか、市内には認証保育施設等（牛津託児所、ヤクルト事業所内託児所、ひらまつ保育園）があります。尚、地域型保育施設は市町で順次認可されているので、確定数ではありません。

3. 民営化と今後の公立園のあり方

小城市では、国の制度が大きく改正され子どもを取り巻く状況が変わる際に小城市幼児教育審議会では協議を重ね、『民営化の流れは受け止めながらも、公立園には規範となる保育・幼児教育施設のあり方を示したり、先駆的な研究・開発に取り組む“責任”と“役割”があるとともに、要支援児の最終的な受け皿となる可能性があるため、幼保一体型施設を運営する公立園を残し、市内の園の見本となる園づくりに努めていくことが求められる』という答申が出されました。

この答申を受け、保育園・幼稚園の再編計画や民営化ガイドラインを策定し、これまでに牛津保育園、芦刈幼稚園、岩松保育園の民営化を進めてきました。

今後は、国や市内私立園の動向や小城市の就学前人口の動向を見ながら、行政が直接、幼

児教育・保育の研究や課題解決に向けた取り組みを实践する公立園を一部残したうえで、市内就学前施設の適正な配置を進めていき、公立園を中心としたネットワークを活用して、職員の資質向上及び幼児教育・保育の充実を目指した取り組みに努めていきます。

4. 再編計画基本方針

小城市は、下記の3点を基本方針として、幼児教育・保育施設の適正配置をすすめていきます。

(1) 公立幼稚園・保育園の民営化

(2) 小城市内の幼児教育・保育の規範となる、公立の幼保一体型拠点施設の整備

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園などの特定教育・保育施設の運営や、小規模保育・家庭的保育等を実施している小城市内の私立園への整備支援による保育定員数確保